

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和8年3月11日(水) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小宅 清史 副委員長 鈴木 明子

委員 小池 正夫 委員 寺門 厚

委員 木野 広宣 委員 遠藤 実

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 事務局長 会沢 義範

次長 萩野谷智通 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 加藤 裕一

秘書広報課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 船橋 武夫

秘書広聴課シティプロモーション推進室長 会沢 正志

市民相談室長兼消費生活センター所長 梅原 雅美

政策企画課長 金田 尚樹 政策企画課長補佐 浜名 哲士

財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘

総務部長 玉川 一雄 総務課長 篠原 広明

総務課長補佐 川勾 貴弘 行財政改革推進室長 桧山 和幸

瓜連支所長 南波三千代 瓜連支所課長補佐 鈴木 正寿

管財課長 飛田 建 管財課長補佐 稲田 政徳

税務課長 関 雄二 税務課長補佐 小泉 友哉

収納課長 片野 弘道 収納課長補佐 生田目綾子

市民生活部長 秋山 光広 防災課長 柴田 真一

防災課長補佐 疋田 克彦 防災G長 岡崎 昌行

市民協働課長 山田 明 市民協働課長補佐 小田部信人

市民課長 綿引 勝也 市民課長補佐 飯村 秀樹

環境課長 萩野谷 真 環境課長補佐 畠山 智光

会計管理者 秋山雄一郎 会計課長補佐 松本 啓二

消防長 寺門 薫 消防本部参事兼総務課長 森田 伸一

消防本部参事兼警防課長 寺門 弘文

消防本部予防課長 和田 郁生 東消防署長 柏村 孝博

西消防署長 樫村 重樹

会議に付した事件

- (1) 議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。

令和8年になりまして、第1回定例会で新しいメンバーでの総務生活常任委員会となりました。ご覧になっていただいておりますように、ベテランぞろいでございますので、私のほうはいささかの緊張を持ちながら進めていきたいというふうに思っております。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

本日、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなど、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

総務生活常任委員会、新メンバーによりご参集賜りまして誠にありがとうございます。そして、先ほど盛り上がりましたが、昨日は市内の中学校で寒い中でございましたが、卒業式が滞りなく終えることができました。お祝いを申し上げる次第でございます。

また、本日は3.11ということで東日本大震災から15年という月が経過いたしました。当時ここでも常任委員会が開かれていたと、先輩議員から聞きますと、この天井が落ちたとか、あとはそのうどん屋の瓦が落ちたなんて、本当この世の終わりじゃないかなんていう話がありましたが、いまだかつて避難されている方、また被災されている方、犠牲になられた方に対してこの場を借りてお悔やみ、お見舞い申し上げるところでございます。

さて、新メンバーによる総務生活常任委員会、小宅委員長の下、今日は一般会計を含む大型の議案がありますので、慎重審議お願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日は改選後、初めての総務生活常任委員会ということで、これからどうぞよろしくお願いいたします。お願い申し上げます。

本日、提出しております議案は、条例関係が5本、予算関係が補正を含めて3本の8本でございます。慎重なる審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 では、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、サイドブックス掲載の次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和8年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出においては款項目まで説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明を願います。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所轄課の質疑が全て終結した後に行います。

では、審議に入ります。

初めに、議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正になります。変更になります。

2款総務費、1項総務管理費、本庁舎改修事業、補正後総額8,284万円。年割額、令和7年度3,014万円、令和8年度5,270万円。

5ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正になります。追加になります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費184万8,000円。

8款消防費、1項消防費、防災設備整備事業2,760万円。

6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正になります。変更になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

ふれあいセンターよしの施設改修事業1,220万円。ふれあいセンターよこぼり施設改修事業1,020万円。電気自動車等整備事業630万円。本庁舎改修事業2,970万円。1つ飛ばしまして、市営住宅長寿命化事業1,230万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金1,400万円の減。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金6,771万7,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金400万円の減。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金560万3,000円の減。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税3億3,921万2,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,480万4,000円、3目衛生費国庫補助金597万3,000円の減、4目土木費国庫補助金215万2,000円の減。

10ページをお願いいたします。

6目教育費国庫補助金2,324万5,000円。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金572万6,000円の減。

16款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金210万円の減。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金584万5,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金6億6,300万円の減、2目他会計繰入金17万3,000円。

11ページをお願いいたします。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億5,204万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入458万5,000円の減。

22款市債、1項市債、1目総務債1,500万円の減、5目土木債1,600万円、7目教育債2,850万円。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,029万3,000円、5目財産管理費551万6,000円の減、6目企画費3,127万4,000円の減、うち情報系システム管理事業2,071万円の減、自治体情報システム標準化推進事業1,338万2,000円の減になります。7目コミュニティ費689万2,000円の減。

13ページをお願いいたします。

12目支所費470万円の減、13目財政調整基金費584万5,000円。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費8万3,000円。

14ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費184万8,000円。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費100万円の減。

19ページをお願いいたします。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費228万1,000円の減。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費550万円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時13分）

委員長 それでは、再開いたします。

消防本部が出席しました。

議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の森田です。ほか関係職員8名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第11号をご覧ください。

議案第11号 那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、近年、大規模災害における緊急消防援助隊の派遣や救急需要の増加による重症事案の対応など、消防業務は従来の危険業務に加え、より高度な専門性、即応性が求められるなど、業務負担が一層増大しています。こうした状況を踏まえ、特殊勤務手当について所要の改正を行うものです。

改正概要としては、消防職員に支給する特殊勤務手当について現場の実態や業務負担に対応した支給体系へと見直すものです。

本来であれば議案書にて説明するところでございませけれども、議案書7から8ページ、議案第11号の説明資料となりますので、こちらで説明させていただきます。

まず、7ページのほうをお開きください。

1、改正目的につきましては、提案理由と同様でございます。

2、改正概要。

（1）消防業務の高度化・多様化に対応する特殊勤務手当の新設についてご説明します。

本改正において新設する手当は、大きく分けて3点でございます。

まず1点目は、救急支援業務に係る手当の新設でございます。

近年、救急現場において消防隊と救急隊が連携する活動が定着しており、消防隊員が救急隊員と同様に救急救命活動に従事する機会が増加しております。こうした業務実態を踏まえ、消防職員が救急支援活動に従事した場合に手当を支給しようとするものでございます。

現在、救急出動の約20%において消防隊が救急支援活動に入っております。

これにつきましては、条例案の第4条に規定しております。

次に2点目は、潜水業務に係る手当の新設でございます。

那珂市内の河川や池などにおける水難事故が発生した際、水中での捜索や救助活動に従事する職員を対象とするものです。視界不良や水圧といった困難かつ危険な環境下での活動は、精神的・身体的負荷が非常に大きく、新たに位置づけるものでございます。

こちらは、条例案の第7条に規定しております。

最後に3点目は、緊急消防援助隊に係る手当の新設でございます。

大規模災害発生時に被災地へ派遣される緊急消防援助隊は、危険区域を含む過酷な環境下での長期間の活動を強いられる実態がございます。こうした派遣職員の処遇につきましては、被災現場における活動内容に応じ全国的な基準に準じた措置を講じることいたしました。

これにつきましては、第8条に規定しております。

続きまして、(2)救急救命士の処遇改善についてご説明申し上げます。

近年、救急出動件数は、増加の一途をたどっており、これに伴い救急現場における救急救命士の役割は非常に重要なものとなっております。特に救急救命士の処置範囲の拡大により高度な判断と迅速な対応が求められるなど、その責務は一層重くなっております。こうした実態を評価するため、今回の改正では救急救命士に係る手当を実態に合わせて集約・整理した上で出動手当の額を増額改定しようとしているものでございます。

これにつきましては、条例案の第3条に規定しております。

続きまして、8ページをお開きください。

機関業務手当の整理についてご説明申し上げます。

緊急自動車の運転を担う機関業務は、一刻を争う緊急走行において高度な安全配慮と的確な判断が求められる責任が重い業務となっております。従来、この手当は、24時間体制の当番勤務での従事を主な前提として規定されておりましたが、現在は、災害の複雑化や救急件数の増加により非番日の招集時や日給勤務時においても職員が緊急走行を行い、現場最前線で活動する実態が定着しております。今回の改正は、活動実態を適切に反映させるため、支給要件を整理しようとするものでございます。

これにつきましては、条例案の第6条のほうに規定しております。

続きまして、3、特殊勤務手当改正内容比較をご覧ください。

現行の 体系を業務の実態に合わせてどのように見直すか、主な変更点をご説明いたします。

まず、救急業務に従事する職員の手当についてです。

現行では、救急隊員、救急救命士ともに一律200円でしたが、改正案では、高度な処置を担う救急救命士を1回350円と増額改定いたします。あわせて、先ほど申し上げました消防隊員による救急支援業務に従事した際の手当につきましても、新たに1回

100円として位置づけております。機関業務に従事する職員の手当につきましては、支給額に変更はございませんが、これまでの1当務当たりという区分を、日勤や非番招集時にも柔軟に対応できるよう、実態に即して1勤務当たりという表現に整理統一を図るものでございます。

さらに、新規項目として潜水業務に従事する職員に対し1日300円、また緊急消防援助隊の業務に従事する職員に対し1日1,080円をそれぞれ新設いたします。

なお、緊急消防援助隊の業務が著しく危険な区域で行われた場合には、さらなる加算数値を講じる規定としております。

続きまして、特殊勤務手当手当額の決定についてご説明いたします。

消防特殊勤務手当の額の決定に当たりましては、職員の特殊性を反映するため、2つの観点から総合的に検討を行っております。

まず第1に、現場活動の実態に基づく評価です。

火災・救急・救助といった現場では、隊員は生命の危険を伴う状況に直面することもあります。また、高度な技術や迅速な判断が求められています。そして、人命に関わる重大な判断を担うという重い責任もあります。こうした危険性・困難性・責任性、3つの要素を精査し、業務負担に合った水準となるように検討しております。

次に、県内における消防本部における比較となります。

茨城県の消防における特殊勤務手当の支給状況等を調査し、著しい不均衡が生じないように客観的な観点から比較検討を行い、今回の手当額を決定しております。

最後に、施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 大変日頃から重要な任務についていらっしゃることに、敬意を申し上げたいというふうに思います。まさしく、本当に大事な現場、または危険な現場で頑張っていただいている皆さんへの手当ということなので、趣旨は大いに分かる内容でございまして、ちょっと正直桁が違うんじゃないかなというぐらい、いや、こんなもんなんですかというのが、ちょっと一般市民の感覚からしたら、だって相当危険な現場と高等な技術、専門性を持っていらっしゃる皆さんなんで、こういうことで大丈夫なんでしょうかとむしろ心配になるぐらいですが、最後のほうに県内でも比較検討して、これが標準的なものなのかなということではあるんですが、若干ほかとの比較で何か違い等があれば教えていただいてよろしいですか。

消防本部総務課長 お答えします。

まず、救急業務に従事する職員の手当について、県内消防本部のほうを調査した結果等

をちょっとお話ししたいと思います。

救急業務に従事する職員の特殊勤務手当につきましては、県内24の消防本部中23の消防本部で導入しております。導入率は95%となっております。大体の消防本部で導入されておりますので、この支給手当に関してはもうかなり定着しているということが言えると思います。平均支給額のほうは、380円となっております。

続きまして、救急支援業務に関する手当なのですが、こちらに関しては24消防本部中21消防本部で導入しております。導入率は88%となっております。平均支給額のほうが250円となっております。

続きまして、機関業務に従事する職員の手当についてご説明いたします。

こちらに関しては県内24の消防本部中17の本部で導入されておまして、導入率は70%となっております。支給方法に関しては、日額支給で支給している消防本部がかなり多数を占めております。回数で支給している消防本部になりますと、かなり少ない数になります。日額支給が定額支給として採用している消防本部が多くなっております。

潜水業務に従事する職員に対する手当支給なのですが、こちらに関しては条例化している消防本部に関しては24本部中8本部となっております。率として33%の消防本部なのですが、管内に河川とか海、湖がある消防本部に関してはほぼ条例化されております。条例化していない消防本部におきましても、別な災害出動手当という形で手当は支給になっております。

緊急消防援助隊に関しましては、こちらは国の総務省のほうから指示もありまして、現在、日本全国の消防で条例化が進んでおります。令和6年12月の時点では、全国の消防のうち約7割が整備もしくは整備予定ということで、進めております。

以上となります。

遠藤委員 はい、分かりました。

そうですね、額でいうとほかの平均よりもどうなんだろう、もう少し上げてあげてもいいのかなという感じもしますが、まずは今回のご提案、議案としてご提案、第一歩ということなんだろうと思いますので、本当に仕事に見合った形でやりがいを持って、仕事自体にはやりがいを持って皆さん、やっていただいていると思いますが、あとはやっぱり勤務状況ですよ。やっぱりいい仕事をしていただくにもいい労務環境ということだと思いますので、一つ見直しを今回していただいたということではありますが、あと実態に合わせた、また、やりがいをもっと感じていただけるようなそういうふうな改正は、順次状況に応じてしていただいてもいいかなと思っています。

今回の案に関しては分かりました。はい、結構です。

小池委員 今、遠藤委員がおっしゃったのはすごくいいと思います。これでいいのかと、値段がこれ安いんじゃないのと。

ただ、私も一般市民として疑問に思うのが、どのぐらいの頻度で1人回数出られるんで

すか。単純に言えば、200円とか250円とか300円とかになって、何回ぐらいお一人の方が緊急とかそういうのでお出になられるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

委員長 恐らくカウントの仕方だと思うんですね。はい、お願いします。

消防本部総務課長 お答えします。

今、ご質問のありました回数の部分で答えられる部分と答えられない部分があって申し訳ないんですが、分かる範囲でお答えさせていただきます。

救急出動に関しましては、令和7年度は2,746件出動しております。

救急支援出動、先ほど救急支援業務ということでお話ししたんですが、この救急支援業務に関しましては、救急出動の約20%、500件を超える割合で出動をしております。

あと、潜水業務ですか、こちらに関しては、過去3年間水難事故として発生した件数は、那珂市管内で8件ほどあります。那珂川のほうで鮎釣りをしている際に流されてしまったとか、そういったことで水難事故として出動しております。

次に、緊急消防援助隊、皆さんもご存じだと思いますが、大船渡市のほうの火災ですか、あちらのほうの火災に関しましては、那珂市消防本部も緊急消防援助隊として、去年、令和7年2月27日から3月10日までの間、出動しております。こちらに関しては、1班5名として4班、合計20名が茨城県隊として出動しております。その際、茨城県隊としては160を超える隊が出動しております。合計680名ほど大船渡市のほうに緊急消防援助隊として出動しております。

以上でございます。

小池委員 大変ご苦勞さまでございます。分かりました。はい、ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部予防課長 消防本部予防課長の和田です。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第12号をご覧ください。

議案第12号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、近年のサウナブームを背景に屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しており、現行のサウナ設備とは別に小規模サウナに対して基準を定める必要性が生じていること、また、過去の大規模地震において電気が起因する火災が多数発生していることから、震災時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進が必要であるとされました。

このことから総務省消防庁が定める火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページが当該条例の改め文となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

新旧対照表となります。3ページから8ページの新旧対照表と10ページの説明資料にてご説明させていただきます。

それでは、まず4ページをお願いいたします。

左側下段、改正条文としまして第7条の2に新たに簡易サウナ設備を追加いたします。簡易サウナ設備は、従来の浴場等の建物内に設置されたサウナ設備と特性がことなることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象下記設備等の種類に簡易サウナ設備として追加するものです。

簡易サウナの定義としまして、屋外、その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ、またはバレル型サウナ、このバレル型につきましては、サウナ室のうち円筒形で、かつ木製の設備であって、出力が6キロワット以下のものであり、かつまき、または電気を熱源とするものと定義づけられました。

テント型サウナとバレル型サウナにつきましては、説明資料の10ページをご覧ください。

4ページにお戻りいただきまして、続きまして、第7条の2第1項1号について説明いたします。

簡易サウナの位置及び構造としまして、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火器設備等及び対象火器器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこととの条文を追加いたします。離隔距離につきましては、周囲の可燃物が引火しない距離を確保されていればよいとされております。

続きまして、5ページ、第7条の2第1項の2号について説明いたします。

簡易サウナ設備の温度上昇が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することが

できる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周辺において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合はこの限りではないという条文を新たに追加いたしました。

続きまして、同じく5ページ、第7条の2第2項について説明いたします。

前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準につきましては、第3条括弧内の各号を除いたもの及び第5条第1項の規定を準用する旨の条文を追加いたします。これにつきましては、条例第3条のロと第5条の固定式のストーブの基準を運用するものであります。

続きまして、同じく5ページ、第7条の3について説明いたします。

第7条の3第1項と第1項の2号及び第2項につきましては、現行のサウナ設備の1及び構造につきまして、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備に変更いたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第29条の7第1項第1号につきましては、住宅における火災の予防の推進といたしまして、感震ブレーカーの普及促進を追加いたしました。これにつきましては、令和6年に発生いたしました能登半島地震や過去の大規模地震におきまして、電気に起因する火災が多発していることを踏まえましてその予防を図るために感震ブレーカーの設置を進めることが必要とされております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第44条第6号の2、火を使用する設備等の設置届出の対象としまして、簡易サウナ設備について総体的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナと同様に届出を要することを明記いたしました。同じく第7号につきましては、サウナ設備を一般サウナ設備に変更いたしました。

最後に、附則としまして、この条例は令和8年3月31日施行となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の概要となります。

改正の理由は、提案理由と同じでございます。後ほどお目通しをしていただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 感震ブレーカー、すごく大事だろうと思いますね。これ条例に入って、この施策の実施に努めるものとするということで、これから施策が展開されるんだろうと思いますけれども、これ文言入っただけじゃなくて、感震ブレーカーというのは、ただなかなか

分からない方もまだまだ多いと思いますし、どういうふうにこの普及、意識啓発を図っていくかと、今のところで何か考えているところがあれば教えてください。

消防本部予防課長 お答えいたします。

毎年、春と秋の火災予防運動の一環としまして、戸別住宅に訪問して住宅用火災報知器設置の促進をしております。感震ブレーカーにつきましても同様に重要性を説明して、普及促進に努めてまいります。また、ホームページ、広報紙などにも掲載して、広く周知していきたいと考えております。

以上でございます。

遠藤委員 これ模型みたいなというのは、消防署でお持ちなんですか、感震ブレーカー、こういうものですよみたいなというのは。

消防本部予防課長 お答えをいたします。

模型的なものは、消防のほうでは持ち合わせはいたしておりませんが、チラシなどで説明できるようには準備はしております。

以上でございます。

遠藤委員 防災士会か何かで人によってはそういうのを持っている人がいるんですよ。先だって日曜日も水戸市で防災キャンプというイベントがあって、私もちょっと防災士会のメンバーなので、そういうイベントなんかで、こういうぐらぐらというガチャって落ちるよという、そういう模型を使うと分かりやすいんですよ。

なので、これ条例で入って意識啓発を図っていくのであれば、そういったものもちょっとあると分かりやすいかなと思うので、ちょっと考えてください。これ非常に大いに結構なことだと思います。よろしく願います。

委員長 答弁求めますか。

遠藤委員 はい。

消防本部予防課長 ありがとうございます。ご参考にさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

寺門委員 昨今、本当にサウナブームになっておりますので、実際にそのバレル型も各個人のお宅でも見られるようになりました。この条例で規制する部分の現行のサウナ設備と屋外にまた別にバレルとかテント型を対象にということなんだろうと思うんですけども、現行のやつは住居内にサウナ室を構えたようなやつはもう既に対象となっているよということなんですか。まずそれをちょっとお聞きします。

消防本部予防課長 はい、寺門委員、お見込みのとおりです。

まず、簡易サウナにつきましては、主に屋外で使用を目的とした可搬式のサウナでございます。一般式サウナ設備に関しましては、温浴施設などに設置される固定式のサウナのことを指しております。

以上でございます。

寺門委員 今どれぐらいかというのは、数は確認されているんですか。

委員長 数字ありますか。

消防本部予防課長 お答えいたします。

那珂市管内における一般サウナ設備に関しましては、4件の届出がございますが、うち1件が休止中となっておりますので、実質3件となります。今回の簡易サウナに該当する事業所に関しましては、管内にはまだございません。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。ですから、屋外で別棟で簡易型でということになると、これは届出とかは必要になるのか、それとも消防署のほうでお知らせを周知して、新たに届けてもらうというようなことになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

消防本部予防課長 お答えします。

個人が私生活に設ける今回の簡易サウナ設備については、設置届は不要になります。簡易サウナ設備を商業目的として行う場合には、届出が必要となります。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(消防本部所管部分)を議題といたします。

歳出、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費について説明をお願いいたします。はい、お願いします。

消防本部総務課長 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算のうち、消防本部所管分についてご説明を申し上げます。

お手元の予算書132ページから138ページまでが消防本部の所管となっております。ま

た、主要事業説明書につきましては120ページから125ページまでとなっております。

それでは、予算書の132ページをお開き願います。

款、項、目、予算額の順にご説明申し上げます。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費についてです。予算額は10億4,578万円。前年度に対し8,545万7,000円、率にして8.9%の増額となっております。主な内訳といたしましては、職員人件費を含む8事業が計上されております。

133ページをお開きください。

次に、常備消防総務課2事業についてご説明申し上げます。

本事業には、3,538万4,000円を計上いたしました。これは前年度に対し356万2,000円の増額となります。増額の主な内容といたしましては、134ページに記載のあります第18節負担金、補助及び交付金において、消防大学校の入校経費として64万7,300円、また、職員研修として救急救命士の入校経費243万9,000円を計上しております。

続きまして、135ページをお開き願います。

上段になります。常備消防通信管理事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、主要事業説明書121ページも併せてご参照ください。

本事業の第18節負担金補助及び交付金におきまして、県内23の消防機関で共同運用しております茨城消防指令センターへの共同運用負担金として5,042万9,000円を計上しております。これは前年度と比較して2,619万5,000円の増額となります。この大幅な増額の主な要因は、内訳に記載のあります大規模更新の負担金であります。3,532万8,000円を計上しております。

理由といたしましては、茨城消防指令センター及び県内の1消防局及び22消防本部が共同で運用している消防指令システム及び無線システムを全面的に更新するものです。

なお、この更新事業は令和8年度から令和10年度まで3か年の継続事業として実施してまいります。

続いて、予算書の137ページにお戻りください。

第3目消防施設費についてご説明いたします。本予算額は1億3,218万2,000円、前年度に対し3,152万5,000円、率にして31.3%の増額となっております。主な内訳といたしましては、消防施設管理事業をはじめとする5つの事業が計上されております。

消防本部庁舎改修事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、主要事業説明書の122ページをお開き願います。

本事業には1,152万3,000円を計上いたしました。主な内容は2点でございます。

まず1点目は、第14節工事請負費において、東消防署における情報管理室及び女子仮眠室の空調設備改修工事を実施いたします。また、西消防署において女子トイレの改修工事を行うものであります。

次に2点目として、第16節公有財産購入費として555万円を計上しております。これは

現在、借地となっている西消防署の敷地の一部につきまして、土地の地権者様から売却の移行が示されたことを受け、当該用地を買収するものであります。

続いて、主要事業所の124ページをお願いいたします。

常備消防車両整備についてご説明いたします。本事業には2,112万3,000円を計上いたしました。これは常備消防車両整備計画に基づき、西消防署の指令車及び水上オートバイとボートトレーラーを更新するものであります。

続いて、主要事業説明書125ページをお開きください。

消防団車両整備事業についてご説明いたします。本事業には5,185万4,000円を計上いたしました。

内容は、消防団車両整備計画に基づき、老朽化した車両を2台更新するものであります。まず1台目は、第4分団第1部門部地区の消防ポンプ自動車、そして2台目は、第8分団第3部中里・平野地区の消防ポンプ積載車となります。

予算書のほうに戻りまして、138ページをお願いいたします。

最後に、第4目水防費についてご説明いたします。予算額は17万6,000円を計上いたしました。本費目は、水防訓練・警戒出動事業をはじめとする計2つの事業で構成されており、主な内容は水防訓練に係る経費及び水防施設の管理費となります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

木野委員 主要説明書の121ページのことで、常備消防通信管理事業についてお伺いいたします。

これ現在、水戸市に本部があるわけですね。那珂市からは2名の方が行かれたと思うんですけども、今も現在も変わらないでしょうか。

消防本部総務課長 那珂市消防本部のほうから派遣されている職員は2名で、変わりはありません。

以上でございます。

木野委員 あと、これ令和10年度から日立市と稲敷市も入ってくるということなんですが、茨城県である消防事業関係で加入してないのはどこの市町村ですか分かりますか。

委員長 今資料ございますか。

消防本部総務課長 ちょっとお待ちください。

委員長 もしなければ後からでも。

消防本部総務課長 お答えします。

ひたちなか・東海消防は、単独で通信管理事務を実施しております。

委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

遠藤委員 その説明書の122ページの消防本部の庁舎の改修の件なのですが、そもそも消防本部の庁舎というのは、今、西と東は何年ぐらいになるのか分かりますか。

消防本部総務課長 はい、お答えします。

消防本部東消防署のほうが、現在46年目を迎えております。西消防署のほうが36年目を迎えます。

以上でございます。

遠藤委員 はい、すごいですね。すぐ答えられるんですね。

これというのは改修、だから古くなっているところはこんな感じでちょっとずつ改修していくということなのかもしれないですけども、今後、この建屋というのは、いわゆる長寿命化含めて今後どういう計画になっていくのか分かれば教えていただきたいんですが。

消防本部総務課長 はい、お答えします。

那珂市の公共施設マネジメント計画のほうで消防本部庁舎改修に関しましては、2035年度以降、第3期のほうに該当してくると思われまして。それまでの間に関しましては、長寿命化を図るという目的で修繕を何回か繰り返す必要があるかと思われまして。

以上でございます。

遠藤委員 2035年度から、建て替えるということですか。

消防本部総務課長 すみません、失礼します。現在、公共施設マネジメント計画のほうで第2期で今計画入ってしまっていて、消防本部としては2035年度の第3期の計画に入ってくる可能性があると思われまして。

以上でございます。

遠藤委員 35年の間の10年間で考えていくと、そういう意味ですね。なるほど。かなり古いですから、使い勝手がどうなのか、心配は心配でありますけれども、そもそもあれですよ。耐震は大丈夫なんですよ。

消防本部総務課長 耐震の面に関しましては、整備済みであります。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。

あともう一点、予算書132ページのAEDの件でありますけれども、AEDというのは今市内に何か所、どういったところにあって、それがいざというときに使えるようになっているのかが気になる場所ですが、いかがでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

市内47施設に51台設置しております。設置場所としましては、小中学校、あとふれセンですね、総合公園とか学童の施設となります。以上でございます。

使用状況につきましては、その施設の勤務時間内での使用が可能となっております。

以上でございます。

遠藤委員 その自治体によっては、例えば、コンビニなんかと提携してやっていたりとか、いわゆる商業施設とか、あと地域、いろんな集会所なんかの話もあるかもしれないんですが、その公共施設以外で那珂市内で置いているところというのはあるんですか。

委員長 分かりますか。

消防本部警防課長 お答えします。

県の施設の10施設に16台、事業所のほうに、市内の事業所に54施設に60台、医療機関のほうには30施設に33台設置しております。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。

整備・普及促進事業とありますので、今後、例えばどういう整備を図っていくのか、どういうふうにして普及促進をしていくのかということをご相談はしているんですが、本部のほうの許可がないと設置できないということで、現在、設置のほうには至っておりません。

消防本部警防課長 お答えします。

市内のコンビニ等のほうの設置につきましても、コンビニ各社のほうにご相談のほうはさせて、設置していただけないかということでご相談はしているんですが、本部のほうの許可がないと設置できないということで、現在、設置のほうには至っておりません。

ガソリンスタンドであっても、ガソリンスタンドのほうでやはり経営状況とか考えまして、今のところ設置する予定はないというような報告のほうをいただいております。

AEDの設置もそうですけれども、それ以上に重要なところが応急手当、こちらのほうの普及のほうはAEDの設置よりもという言い方は変ですけれども、まず応急手当を学んで、実施していただくということが最重要となりますので、そちらのほうも併せまして今後普及啓発のほうに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。ぜひそのように、まあまあ両輪でお願いしますね。設置していくのと一緒に普及啓発で、やっぱりものがなければ幾ら技術があってもできないし、幾ら技術があってもものがなければ、ものがあっても分からなければしょうがないということもありますし、あれは1回2回だけじゃなくて、何回もやっぱりやらないといけませんから、両方でぜひ頑張ってください。

委員長 ほかございますか。

寺門委員 主要事業説明書のほう121ページをお願いします。情報通信管理事業のところですか。

消防指令センター関連なんですけれども、更新事業は3か年継続ということなので、これは大規模更新分ということで3,500万円、今年度、8年度ですね。その後も3か年続くということなのか、まず1点、それをお聞きしたいです。

消防本部総務課長 お答えします。

今回の大規模更新に関しましては、令和8年度から令和10年度、3か年の継続事業と

して実施してまいります。令和8年度に関しましての予算額は、主要事業説明書のほうに記載のとおり3,530万円、およそ3,500万円、令和9年度に関しましては、運営指令センター運営協議会のほうから示されている金額として、那珂市としては6,400万円、令和10年度におきましては3,800万円、3か年の合計として1億3,800万円ということで現在予定されております。

ただ、この事業費に関しましては、地方債として緊急防災・減災事業債のほうが適用となっておりますので、そういった財政措置は有効に使うって、事業を実施していくという計画になっております。

以上でございます。

寺門委員 ということは、市としては持ち出しはそんなに多くないということ、どれぐらいなんですか、実際の負担額は。

消防本部総務課長 お答えします。

この事業に関しては、茨城県のほう、今、県議会のほうが進行していると思われるんですけども、こちらのほうから5億円の補助もありまして、那珂市全体の持ち出しとしましては3,800万円ほどと考えられます。

以上でございます。

寺門委員 分かりました。いずれにしても3,800万円は市から負担するよということですね。

それと、総合指令センターのほうの負担金、これ毎年毎年負担されていますけれども、この大規模改修が終わってからは、その負担額というのはどうなんでしょうか。増えるのか、減るのか、その辺はいかがですか。

消防本部総務課長 お答えします。

令和8年度から令和10年度に指令センター及び消防本部に設置されている指令システム、無線システムですね、その更新が終わった後、令和11年、12年度に今度は別な無線システムの更新が現時点では予定されております。

以上でございます。

寺門委員 別なということで、また新たな予想されるんですけども、それは分かりますけれども、できるだけ負担が少ないようにということをお願いはしたいんですが。

実際はその実務の面で、この今のシステムを更新するということで、そのソフトの部分ですよね、例えば、現着時間ということで今8分ぐらい平均ですね、出勤時間、コールしてから現着となっていますけれども、その辺の改善ですとか、それと現着してから病院に行くまでの間、約30分間ぐらい待たされる現状が続いていますので、その辺のシステム改修で伴って、もう現場で救急へ行った方が何度も何度も病院へ電話して確保するというふうな現状じゃなくて、紹介型で、いや、ここの病院、ここの病院というようなそういうシステム、中身のほうのシステムというのは変わらないんですか。その辺はいかがですか。

消防本部総務課長 すみません、お答えします。

病院の選定に関しても、茨城県総合安全課のほうとか、茨城県救急対策医療課、そちらのほうが中心になって病院収容状況に関する整備は進めております。今後、そういった部分では改善していく方向が考えられております。

以上でございます。

寺門委員 改善の方向に検討されているということなんで、できるだけ早く現場の皆さんが本当に困っちゃっている現状をよくお聞きしたり、目の当たりにしていますんで、ぜひ改善のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上です。

副委員長 事業説明書の122ページなんですけれども、今までに東消防署、西消防署でいつから女性がいたのかというのがちょっと分からないんですけれども、こちらの女子トイレの改修工事というのは今まであったものを改修するということなのか、それとも男女が今まで一緒だったのかということをお教えいただけますか。

消防本部総務課長 お答えします。

西消防署の女子トイレ改修工事についてなんですが、西消防署のほうの2階にあるトイレは一応女子トイレという形で使用はしていたんですが、そのトイレが現在和式の便座になっていまして、衛生面も考えまして洋式のほうへ改修するという一つの方向性です。

あと、西消防署のほうで普通救命講習会とか実施した際、女性の方がやはり入りやすいようなトイレとそういった配慮も必要だろうと。あと、現在、西消防署のほうにシルバー人材センターの方が仕事に来ていますんで、そういったことの配慮もやはり必要です。あと、西消防署のほうはトイレを貸してくださいなんていうことも十分考えられますんで、女性に対する配慮というものが必要だろうということで、今回改修計画を立てております。

以上でございます。

副委員長 ありがとうございます。

東署のほうは同じような形で、もう既に整っているということでしょうか。

消防本部総務課長 お答えします。

東署のほうは女性トイレ、そういったものは完備しております。

以上でございます。

副委員長 では、東消防署のほうでは仮眠室の今度電気の改修工事が入るということなんですけれども、西消防署のほうでもそういったように女性の仮眠室というのはつくられていらっしゃるということでよろしかったですか。

消防本部総務課長 お答えします。

将来的に、消防職員も女性職員も増える可能性がありますんで、そういった仮眠室の整備というのも視野には入れております。現時点では、西消防署のほうに女子仮眠室はあ

りません。

内容としましては、西消防署に女性が勤務する環境が整っていませんので、西消防署に女性が将来的に勤務するようであれば、そういった整備は視野に入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

副委員長 東消防署にはもう既にいらっしゃいますけれども、西消防署にはまだいらっしゃらないということだったんですか。

消防本部総務課長 説明不足で申し訳ありません。そのとおりでございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を15分といたします。執行部のほうは入替えをお願いします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時14分）

委員長 それでは、再開いたします。

財政課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（財政課所管部分）を議題といたします。

初めに、歳入2款地方贈与税から11款交通安全対策特別交付金まで説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員4名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、予算書の21ページをご覧ください。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

2段目になります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税5,648万6,000円。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税2億2,036万1,000円。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税1,140万6,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金1,421万7,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金6,424万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、22ページをお願いいたします。7,995万7,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金1億2,485万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金14億5,373万円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金164万2,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金1億1,207万7,000円。

9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,000円。

23ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項地方交付税48億20万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金420万7,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ここまでで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは次に、歳入12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までを説明お願いいたします。

財政課長 それでは、23ページをお願いいたします。

下段になります。

12款分担金及び負担金、1項負担金1億6,458万4,000円。

24ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料1億2,048万7,000円。

25ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項手数料2,959万4,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、ここまでで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 そうしましたら次に、歳入14款国庫支出金から15款県支出金までを説明お願いいたします。

財政課長 25ページをお願いいたします。

下段になります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、26ページをお願いいたします。31億5,992万7,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、28ページをお願いいたします。17億6,862万8,000円。

14款国庫支出金、3項委託金1,670万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金、29ページをお願いいたします。12億3,267万2,000円。

15款県支出金、2項県補助金、31ページをお願いいたします。9億7,479万8,000円。

15款県支出金、3項委託金、32ページをお願いいたします。1億1,889万9,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 今のところで質疑ございますか。

(なし)

委員長 次に、歳入16款財産収入から21款市債まで説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、32ページをお願いいたします。

中段になります。

16款財産収入、1項財産運用収入3,388万2,000円。

16款財産収入、2項財産売払収入、33ページをお願いいたします。59万3,000円。

17款寄付金、1項寄付金1億3,000万2,000円。

18款繰入金、1項繰入金18億8,433万9,000円。

19款繰越金、1項繰越金3億円。

34ページをお願いいたします。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料1,000万1,000円。

20款諸収入、2項預金利子400万円。

20款諸収入、3項貸付金元利収入1,718万円。

35ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項受託事業収入5,751万9,000円。

20款諸収入、5項雑入、36ページをお願いいたします。3億4,705万4,000円。

21款市債、1項市債、37ページをお願いいたします。25億9,350万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ここまでで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、次に歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、13目財政調整基金費について説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、46ページをお願いいたします。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,621万8,000円、64ページをお願いいたします。13目財政調整基金費4億3,397万1,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 こちら質疑ございますか。

(なし)

委員長 それでは次に、11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費、12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金、3項償還金、1目償還金、13款予備費についてを説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、176ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金20億2,194万2,000円。2目利子1億816万7,000円。
3目公債諸費1,000円。

177ページをお願いいたします。下段になります。

12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金1,000円。

178ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1,000円。

13款予備費、1項予備費、1目予備費3,000万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で財政課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩(午前11時24分)

再開(午前11時25分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(秘書広聴課)所管分についてを議題といたします。

歳出2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の海野でございます。ほか5名の職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、予算書の43ページ、中段をご覧ください。予算書の43ページ、中段、秘書広聴事務費から45ページ、下段のシティプロモーション推進事業までの8事業が秘書広聴課所管分になっております。あわせて、主要事業説明書の4ページが秘書広聴課所管の事業となっておりますので、ご覧ください。

それでは、予算書の43ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。本年度予算額3,097万9,000円、前年度予算額2,737万8,000円、前年度比360万1,000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、予算書の45ページ、下段にございますシティプロモーション推進事業、こちらの委託料、前年比で423万5,000円の増によるものでございます。主要事業説明書につきましては、4ページとなっております。増額の主な理由としましては、これまで行ってきました高速道路サービスエリアのポスターの掲示によ

るPRを一旦休止をしまして、新たな取組としまして電車車両内の中張り広告、またウェブ広告による委託料の増額、また定着をしてきております「いい那珂」というフレーズの権利を保護するための商標登録に係る費用を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございますか。

寺門委員 シティプロモーション推進事業ということで大幅にアップされていますけれども、電車の中張り広告というのは、今説明がありましたけれども、これは水郡線とか常磐線とかどの辺までやられるんですか。

秘書広聴課長 こちらの電車につきましては、つくばエクスプレスを想定してございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 つくばエクスプレス、東京都民に向けてという意味ですね。分かりました。

委員長 ほかがございますか。

副委員長 先ほどのつくばエクスプレスということなんですけれども、在住は茨城県の方々が多いことになりますよね。県内のそのつくば市周辺、県西とか県南に住んでいる方々が近い方々が見る中張り広告という認識でよろしいですか。それは都民の方ということではないことですよ。

委員長 対象がどこかということをお教えください。

秘書広聴課長 つくばエクスプレスにつきましては、地域的に申し上げますと県南から都内へということになってございます。必ずしも県民だけのものではございませんで、都内から利用される乗客の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方に対しても那珂市のPRという意味での広告となってございます。

以上です。

副委員長 駅とか、その東京都内の駅とかというところに広告を張るということは含まれていないということですか。電車に限ったものということですか、電車内に。

秘書広聴課長 電車内で計画してございます。

委員長 ほかがございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは次に、6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 それでは、予算書の121ページをお開き願います。予算書121ページになります。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費でございます。本年度予算額88万3,000円、前年度予算額82万3,000円、前年度比6万円の増となっております。消費者行政推進事業の増額の主な理由としましては、消費者啓発活動に係る消耗品費の増額及

び郵送料の増額によるものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 去年のあたりから、消費者行政に関しては、例えば特殊詐欺、悪徳商法の中で、例えば成年年齢が引き下がったことによって、若い人たちがそういう業者にだまされないようにしましょうと、そういうふうな推進のPRをやってこられたこともあると思うんですが、那珂市内において若い方がそういうふうなものにこの被害に遭うとか、そういった案件というのはあったり、見たり、聞いたりしたことはありますか。

委員長 把握されていますか、お願いします。

秘書広聴課長 細かなところまでではございませんが、現在、我々のほうには那珂市内での在住の若い方の被害というものは耳のほうにはしてございません。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で秘書広聴課所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時34分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（政策企画課所管分）ついてを議題いたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14目諸費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の金田です。ほか3名が出席しています。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算の政策企画課分についてご説明いたします。

予算書の48ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては、5ページから8ページまでが政策企画課所管事業でございます。

款、項、目、予算額の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費5億673万6,000円でございます。このうち政策企画課が所管する事業について申し上げます。

48ページ、最下段、企画事務費44万8,000円。続きまして、49ページになります。広域連携事業13万9,000円。

続きまして、総合計画策定事業889万9,000円。こちらは主要事業説明書6ページの事業になります。市の次期総合計画となります第3次那珂市総合計画を策定するための費用でございます。策定につきましては、令和8年度、9年度の2か年で行いまして、市の長期の将来像を示します総合計画と、具体的な人口減少対策を定めます地方創生総合戦略を今回一体的なものとして策定いたします。

続きまして、総合開発審議会設置事業43万5,000円。

次は、52ページのほうになります。

上から3番目になります。まち・ひと・しごと創生総合戦略管理事業27万1,000円。

次の、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業2,400万円。

続きまして、いい那珂暮らし促進事業1,859万円。こちらにつきましては、主要事業説明書7ページの事業となりまして、移住・定住を促進するための各施策を進めていくものでございます。

続きまして、53ページにまいりまして、2番目になります。いい那珂サイクルプロジェクト推進事業201万8,000円。こちらは自転車活用推進計画に基づきます自転車利用環境の整備や利用啓発、サイクルイベントの実施などを進めていくものでございます。

続きまして、いい那珂協力隊推進事業193万9,000円。

続きまして、次のページ、54ページになります。いい那珂パートナー連携事業20万7,000円となっております。

続きまして、64ページをお開き願います。

14目諸費9,321万4,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は65ページをお願いいたします。一番上になります。ふるさと寄付金・ふるさとの便り事業6,226万8,000円、こちらは主要事業説明書では8ページの事業になります。那珂市へのふるさと納税を推進していくための費用になります。

企画費及び諸費の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 何点か。

まず説明書では7ページのいい那珂暮らし促進事業ですが、いわゆる移住・定住の現状ですね、今どんな感じなんですか。どれぐらい那珂市に移住・定住してくださる方、どれぐらいいらっしゃるんですか。

委員長 担当、数字ありますか。

政策企画課長 移住・定住は実際の数字という形ですかね。そうしますと、すみません、ちょっと。

委員長 もし今なければ後からでも。

政策企画課長 いや、数字自体は持っていますので。

委員長 出ますか。

政策企画課長 すみません、お待たせしました。人口の社会動態が一つの目安になると思うんですが、令和6年度という形で見ますと、令和6年度の社会動態数としましては、実績値として95人のプラスとなっている形になっています。住宅取得助成などいろいろな施策をやっている、そういった成果は一定程度出ているのかなと感じているところではございます。

遠藤委員 そうですね、当然政策を推進するに当たって予算を組んで、1年間執行して、その成果を見て、またそれを次年度の予算に、今回8年度の予算に組んでいくということですが、実際、その例えば動態調査に関しては、ちょっとまさしく7年度終わってすぐ7年度のことというのは難しいかもしれませんが、実際何を目標に政策を打っていくのかという話ですよ。だから、やっぱり目標というのは、これは当然総合計画なり、まち・ひと・しごとあたりでも数字は多分いろんな各種政策で出ているんだろうと思うんですよ。何人那珂市は増やすんだ、ここですよ。それはいろんな各種各分野各課横断的なものがあると思いますが、まさしくいい那珂暮らし促進事業でありますから、政策企画課が多分メインなる事業だと僕は思うんですよ。

だから、すごく重要な事業なんで、これで一応今年度はこういうふうな事業内容をそれぞれ需用費なり役務費なり委託料なり予算組みますけれども、これで8年度は、どれぐらい那珂市に呼び込むんだというふうなものをやっぱり系統立てていかないといかんのだろうというふうに思うんですよ。だから、そこらのところで多分いろんなほかの部課に関しても住宅支援とかあるかもしれませんが、その司令塔はやっぱり政策企画課ですよ。

だから、そこらで目標に向けてどういうふうにやっていくんだという部分は、その細かい事業内容は出ていますけれども、何人ぐらいをこの目標に増やしていくんだというのをちょっと数字的に見ていかないといけないと駄目だろうと思うんですが、そこらについてちょっと課長のお考えをお伺いしたいんですが。

政策企画課長 基本的には、総合戦略のほうでそういった人口減少に対応した戦略になっていますので、目標値としても定めている形になっているんですが、社会動態としましては、これ少し高い目標を定めているかと思うんですが、毎年大体80人ぐらいの社会動態を目標として頑張りたいと考えているところではございます。

遠藤委員 頑張っていたきたいと思うわけですが、あと何だかな、もう一つ、いい那珂パートナー連携事業というのがありますが、この内容はどういうものなんですか。

政策企画課長 こちらにつきましては、産官学、そういった団体と連携して、いろんな社会課題と対応していくようなものを進めるというような事業になっています。主な予算としては、そういった連携に関わるときの事業費とか、そういったものを計上している

ような形になっています。

遠藤委員 すみません、ちょっと私、この事業はよく存じ上げないんですが、内容も少し、これ初めてなんですか、それとも実績はあるとすればどういった内容をやってこられたか、もう少し教えていただいてもいいですか。

政策企画課長 こちらはずっと継続している事業でございまして、那珂市としましては、現在、例えば包括連携協定につきましては17件、今年、今年度、令和7年度につきましては新たにヤマト運輸株式会社と連携協定を結ばせていただきまして、そういった連携協定を結んでいる企業とか、学校とか、そういったところと連携してイベントをしたり、例えばこの前のいい那珂フェスに出店していただいたり、あとそれ以外にも例えば生命保険会社等でございまして、がん検診の受診奨励とか、そういった企画だけがやっているわけじゃなくて全庁的に各分野の各課が連携していろんなものを作っていき形になっています。

委員長 よろしいですか。

ほかございせんか。

寺門委員 52ページのいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業で2,400万円予算組みされていますけれども、これはどれぐらいの世帯というか、対象にされているんですか。ちょっと詳しい内容も教えてもらいたいんですけれども。

政策企画課長 こちらにつきましては、子育て世帯とか新婚世帯が新たに住宅を取得したときに助成するような制度になっています。市内の方ですと10万円、市外からの方は20万円を助成する形になっています。

件数ですが、令和6年度では全体として143件、今年度につきましては、こちら今2月末現在という形で載せさせていただいていますが118件となっています。

寺門委員 市内・市外と、それと前にたしか首都圏から那珂市へ移住した場合に150万円だとか、100万円だとかという助成制度がありましたけれども、それは今はないんですか。

政策企画課長 そちらにつきましては、いい那珂促進事業のほうで実施しています。移住支援金という形で同じく実施している形になっています。

寺門委員 それぞれ事業を分けて設定をしているということなんですけれども、先ほども移住・定住者、年間80人目指していますよというような話がありましたけれども、これ事業戦略上ちょっとばらばらに戦術として打っているのは分かるんですけれども、もう少し何だろう、目標設定をきちんとやっていったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

政策企画課長 移住施策につきましては、基本的にこのいい那珂暮らし促進事業という中で実施はしている。その住宅取得のほうは、ちょっと切り出して別事業となっている形ですが、同じ担当部署でこちら担当してございまして、そこら辺は一体的に考えて移住相談とかもやっていますし、対応できているのかなと考えているところではございます。

寺門委員 それともう一件、この事業そのもののPRについてはどういうふうにやっていますか。

それぞれ事業が幾つか分かれていますけれども。

政策企画課長 こちらにつきましては、PRにつきましては、主なものとしまして移住のポータルサイトを運営してございます。こちらにつきましては、ポータルサイトを基にいろんな子育てに対する支援策とかも移住に対する支援策とか、そういったもの総合的に案内できるようにサイトをつくっている形になっています。また、それと併せる形でパンフレットなども作成して、総合的に見られるようにしてございます。そのほかに移住のフェアとか、セミナーとかに参加してPRすることもしてございます。主な大きなところとしては、そういったところを中心にやっているところでございます。

寺門委員 分かりました。

先ほど秘書広聴課の方からも中づりのほうでエクスプレスのほうをやっているんだよという話がありましたけれども、連携しながらもう少し幅広く広域にやっていただきたいなというふうに思います。

それでは質問変わりますけれども、65ページのふるさと寄付金、ふるさとの便り事業なんですけれども、これについて去年から大幅に予算のほうはアップしていますけれども、まずその要因ですね、どういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

政策企画課長 ふるさと納税の取組につきましては、今年度につきましては、大分やはりインターネット上のECサイトのほうが中心ですので、そういったところの見せ方というのを大分取り組みました。あと、そういったところのほかに現地決済型を導入したり、また、サイト数も実際今年度はさとふるという大手の一角、ちょっと仕組みが違うんでなかなか手間がかかるところがあるんですが、そういったところを増やしまして、実際取り組んでいるというところでございます。

寺門委員 コストですね、返礼品も送る手数料ですから管理運営、それからさとふる等々の仲介者使用料を含めると、コスト的にはマイナスですよ、頂く金額よりは。持ち出しのほうが多い状況が続いていますんで、これ根本的に何か考えないと、よく境町とか例は出されますけれども、本来、あと今度、ふるさと納税で市内の人がよその地区へやっている場合については、税金のほうが猶予でされますんで、この辺も併せて考えると、非常にどうなのというところがありまして、何でしょう、もう少しPRを強化するだとか、何か策を講じないとずっとこのまま5,000万円ぐらいで、6,000万円ぐらいで推移して終わりということになるとまずいなという気がするんですよ。今年は特にこれだというのが何かあるんですか、策は。

委員長 何か策はありますか、課長。

政策企画課長 ふるさと納税につきましては、やはり額を大きく上げていく観点で見ると、やはり量を出せないと額としては上がらない形があります。いいものをPRするという部分を兼ねていいものをふるさと納税で返礼品として上げて、その事業者のPRに

つながるような、売上げにつながるような役割というのは当然あると思うんですけども、額としてはそういったところがあるので、例えばそういった日常品とか、食料品の工場なんか立地しているところはやはり量もたくさん出せるので、やっぱりそういうところで差がついてきているのかなというところは感じてはいるところです。

もちろん将来的には市の道の駅なんか今度整備をしていきますので、そういったものとかを含めて返礼品として提供して、額も伸ばしていけるようになればいいところだとは感じているところでございます。

委員長 よろしいですか。

ほか。

副委員長 ふるさと納税が続いてしまうんですけども、主要事業説明書の8ページなんですけど、令和6年度から7年度にかけて件数的には上がっていると思うんですけども、金額としては落ちている状況だと思うんですけど、その理由だったりとか、何か考えられるものというものはあるんでしょうか。それに向けて今後そこを改善していったということに対するプラスのこの予算なのかということも含めて教えてください。

委員長 よろしいですか。

政策企画課長 ふるさと納税自体はやはり競争が、返礼品との競争が激しくなっていて、例えば、少額の寄附の商品をつくるとか、手間とか経費がかかる面があると思うんですけども、そういったものを皆さん、出してきているようなところもありまして、市のほうでももう少し小さくした低額で寄附をできるような商品ができないのかとか、そういったような取組は市のほうでもしているところがあります。そういったところもあって件数は伸びていても、額としては全体として伸びていないという面があるのかなと感じております。

副委員長 そうしたら、その方法というのはいかがなんでしょうか。

委員長 いかがでしょうか。

副委員長 ごめんなさい、それに対して何か対策とかがあるのかどうかということも含めてお願いします。

政策企画課長 対策としましては、例えば事業者にもっと小さい小分けの返礼品を出していただけないとか、そういったご相談をして、できるものについては対応しているという状況ではございます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。もう一回。

副委員長 あと、別なんですけれども、主要事業説明書の7ページのところで、いい那珂暮らし促進のことかと思うんですけども、こちら負担金、補助及び交付金のところで地方就職学生支援金というのがあると思うんですけども、今までの今年の現状だったりとかということをお教えてください。あと、対象者とかも教えていただければと思います。

政策企画課長 こちらにつきましては、今まで交通費については、途中で補正予算でちょっと計上したところではあるんですけども、今後につきましては、移転費、引っ越し代についても補助するようなことを考えていまして、こちらは上限額6万6,000円というのを今回計上しているところでございます。

こちらにつきましては、やはり国のほうが後押ししていまして、対象となるのは東京圏に就学していた学生が地方に戻ったり、そういった方をターゲットにしていまして、そういった方について国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような形で助成するような制度になってございます。

副委員長 PRなども含めてよろしく申し上げます。

委員長 ほかよろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、次に2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 続きまして、73ページをお願いいたします。

委員長 このまま続けます。

政策企画課長 73ページの中ほどになります。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費643万1,000円でございます。こちらは職員人件費や統計調査に係る事務費や那珂市統計調査委員会の補助金等でございます。

続きまして、その下、2目各種統計調査費287万5,000円でございます。学校基本調査常住人口調査のほか、令和8年が実施年となっています経済センサス活動調査に係る費用でございます。各種統計調査が前年比2,156万6,000円と大きく減となっていますのは、昨年が実施年でした国勢調査費分が皆減となったことによるものでございます。

統計調査費の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 そうしましたら続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 続きまして、115ページをお開き願います。

下段のほうになります。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費9億1,168万4,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は、次の116ページの3番目になります。企業立地促進事業505万7,000円でございます。市外への企業立地に向けた事業調査や企業立地を促進するための優遇制度として雇用に対し奨励補助金を支給する費用などがございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 以上のところで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

以上で政策企画課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

再開を午後1時といたします。お疲れさまでした。

休憩（午後0時02分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しました。

議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、関連があるため一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の篠原です。瓜連支所長、ほか4名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第4号からご説明いたします。

議案第4号 那珂市職員定数条例の一部を改正する条例。

那珂市職員定数条例の一部改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由でございます。

給食調理業務の民営化や施設の統廃合に伴い、比較的職員実数に変動がある期間が生じた一方で、福祉の複雑化、子育て支援の充実、産業振興の必要性の増加などの事情により、市長の事務部局の職員が定数に迫りつつあります。このことから必要となる行政課題に対応できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としましては、教育委員会の事務局及び教育機関の職員定数を10名減する一方で、市長の事務部局職員定数を10名増するものでございます。

次の2ページには改正文を、3ページには新旧対照表を、4ページに概要を添付しておりますので、4ページでご説明いたします。

中ほどの本則等改正条文第2条第2号において、市長部局の職員定数を10名増し、318人といたします。

その下の第5号では、教育委員会の職員定数を10名減し、81人といたします。具体的には、教育委員会においては、平成31年度のひまわり幼稚園統合、令和6年度の給食調理業務の民営化により実職員数が変動し、市長部局においては近年の福祉の複雑化や子育て支援の充実、産業振興の必要性の増加等により増員をしてきた経緯がございます。

これに対応するため、職員定数の総数は変えずに、部局間の調整を行うものとなります。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

次に、議案第5号をご説明いたします。

議案第5号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

令和7年8月に発出された人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律が令和8年4月1日施行により改正され、駐車場等利用者に対する通勤手当が新設されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としましては、駐車場等利用者に対して月5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額を通勤手当として支給できるよう改正するものであります。

5ページをお開き願います。

改正内容の概要でご説明をいたします。

中ほどの本則等の2段目、第12条の4第3項において、駐車場利用者に対し1か月当たり5,000円を上限として通勤手当を支給できるようにいたします。

なお、運用としましては、外部に派遣している職員など、民間駐車場等を利用する職員に対し1月当たり5,000円を上限として支給することを想定しておりまして、市の敷地内や職員互助会で運営している職員駐車場利用者については、規則上において支給対象外といたします。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

最後に、議案第6号をご説明いたします。

議案第6号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。近年の福祉業務に係る現業員、いわゆるケースワーカーの業務の複雑化、困難事案の増加の現況を鑑みるとともに、近隣市町村における特殊勤務手当の支給状況から現行の福祉事務所現業員に対する特殊勤務手当について、その対象を生活保護に係る現業員に拡大し、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としましては、現行の福祉事務所の現業員とあるところを、福祉業務の現業員に改編し、その支給対象となる業務について規則に委任するものでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要でご説明をいたします。

本則等の第10条において、福祉業務現業員に対する特殊勤務手当の支給対象となる業

務について、規則に委任し、例としましては、児童福祉や障害者福祉、高齢者福祉、認知症対策等の現業員に対しても支給できるよう対象を拡大して改正するものでございます。

居宅等を訪問しまして、相談、指導、調査等を行う場合であって、かつ著しく不衛生な環境における業務、精神的苦痛を伴う業務、または危険性を伴う業務に従事するケースワーカーなどが対象となります。

なお、手当の額としましては、1日当たり250円でございます。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案3件につきましては関連するものでありますので、3件を一括して採決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことですので、これより議案第4号、議案第5号、議案第8号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（総務課及び瓜連支所所管部分）を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明をお願いいたします。

総務課長 引き続き総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の38ページをお開き願います。

款、項、目、本年度予算額の順に読み上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額2億5,256万5,000円、前年比

5,078万4,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、議会運営費が5,267万7,000円の増で、令和8年度に議場及び全員協議会室の音響設備システム導入のための増額となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 今のところで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 次に、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の40ページをお開き願います。

総務課の所管部分になります。主要事業説明書では10ページから13ページになります。よろしくお願いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額13億2,495万7,000円、前年度比9,080万8,000円の増でございます。

増減の主な理由としましては、40ページ中ほどの職員人件費12億5,527万6,000円は、令和7年人事勧告による給与等の見直しにより9,802万7,000円の増額となっております。

次に、41ページの上の職員研修事業594万円につきましては、主要事業説明書10ページの事業となりますが、一昨年度実施しました政策形成研修の実施などにより82万3,000円の増となっております。

次に、同じページの下段の総務事務費778万7,000円につきましては、人事給与システムのデータ移行の委託費について完了したことなどにより、803万4,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございますか。

副委員長 主要事業説明書の10ページなんですけれども、こちら研修に行かれていて、その額も結構かかっていると思うんですが、この人数だったりとか、男女比などというのはどのようになっていますか。

総務課長 研修の人数につきましてはですけども、まず10ページの主要事業説明書の中で申し上げますと、一番上の新採職員研修前期の部分につきましては16人、その下の初級職員第1部課程研修については14人、これは3年目の職員であります。あと、7年目の職員が初級職員の第2部課程研修、こちらが8人、その下、障害者差別解消法の研修というものは37人、ちょっとその他研修というのはまとまっておりますので、その下の接遇研修、こちらにつきましては40人というような内容となっております。

男女比につきましては、ちょっと今細かい資料が手元ございませんが、それぞれの年度による職員の割合で、女性も男性もかかわらず全ての職員がその対象となる年度には受講しているという内容となっております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、次に2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14目諸費について説明をお願いいたします。

総務課長 48ページをお願いいたします。

下段になります。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、本年度予算額5億673万6,000円でございます。このうち総務課所管の事業をご説明いたします。

50ページをお開き願います。

下から2つ目の行財政改革推進事業の69万7,000円で、こちらは行財政改革懇談会委員謝礼、毎年実施しております市民アンケートの郵送料等になります。

次に、54ページをお願いいたします。

中ほどにございます瓜連支所利活用検討事業35万円でございます。主要事業説明書では13ページになります。

先日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、瓜連支所利活用検討委員会委員への謝礼等となっております。今年度を実施をしました市民ワークショップ支援、それと民間事業者への可能性調査、こちら委託事業ということで、こちら完了したため434万6,000円の減額となっております。

次に、64ページをお開き願います。

中ほどになります。14目諸費、本年度予算額9,321万4,000円でございます。このうち総務課所管事業は諸費事務費409万1,000円で、市の総合賠償補償保険に係る保険料を計上してございます。

それと、次の自衛官募集事業の12万7,000円で、主に県防衛協会や勝田自衛隊協力会などへの負担金支出となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは次に、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費について説明をお願いいたします。

総務課長 65ページ、下の段をご覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額2億1,508万8,000円でございます。

総務課の所管の事業につきましては、66ページをお開きいただきまして、下から2つ目の固定資産評価審査委員会設置事業10万6,000円となります。固定資産評価審査委員会

の委員の報酬、旅費等となります。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 次に2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費、3目茨城県議会議員選挙費、4目那珂市長選挙費について説明をお願いします。

総務課長 70ページをお開きください。

中ほどになります。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額1,009万円でございます。市の選挙管理運営に関する4人の選挙管理委員会委員の報酬及び費用弁償のほか、選挙管理委員会の事務費になります。

続いて、71ページをお願いいたします。

2段目でございます。2目選挙啓発費、本年度予算額19万9,000円でございます。選挙の常時啓発としまして、小中学生の標語や啓発ポスター募集に係る記念品等に係る費用でございます。

続きまして、その下の3目茨城県議会議員選挙費、本年度予算額2,380万6,000円で新規事業となります。主要事業説明書では12ページになります。令和9年1月7日の任期満了に伴い、茨城県議会議員選挙を執行する経費でございます。

次に、72ページをお願いいたします。

4目那珂市長選挙費、本年度予算額2,715万7,000円で、こちらも新規事業となります。主要事業説明書では11ページになります。令和9年2月12日の任期満了に伴い、那珂市長選挙を執行する経費となります。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明をお願いします。

総務課長 74ページをお開き願います。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額1,006万2,000円でございます。下段にあります監査委員設置事業72万円は、地方自治法の規定に基づく監査委員事務局の設置に伴う監査委員の報酬や負担金等でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは次に、瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明をお願いします。

瓜連支所長 瓜連支所長の南波です。瓜連支所の所管分をご説明いたします。

予算書の62ページをお開きください。

下段になります。2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、本年度予算額5,437万2,000円。こちらは瓜連支所及び分庁舎の管理費、窓口の事務費等になります。前年度比584万円の減となります。主な減額の理由は、職員人件費で、正職員の数が1名減となったものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、以上で質疑を終結いたします。

以上で総務課及び瓜連支所所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部より入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時20分）

再開（午後1時21分）

委員長 再開いたします。

管財課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（管財課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費について説明をお願いいたします。

管財課長 管財課長の飛田です。ほか3名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、予算書47ページをお開きください。なお、主要事業説明書につきましては14ページから18ページまでが管財課所管の事業になります。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

上段になります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費2億3,995万9,000円、前年比4,264万9,000円の増でございます。47ページの財産管理事務費、その下の管財事務費、48ページの庁舎管理事業、その下の本庁舎改修事業の4事業になります。

こちらの増額の主な理由といたしましては、予算書48ページ下段になります。本庁舎改修事業、主要事業説明書は15ページになります。こちらが昨年度比4,220万3,000円の増となっておりますけれども、こちらは工事請負費におきまして令和8年度は令和7年度からの引き続き実施しております本庁舎の外壁改修事業、外壁改修工事として5,270万円に加えまして、本庁舎放送・自動火災報知設備改修工事、こちらのほうが3,351万7,000円、合わせて8,621万7,000円を工事請負費として計上いたしております。こちら工事請負費が昨年度より増額しているということになります。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、次に2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明お願いいたします。
管財課長 続きまして、予算書48ページ下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費5億673万6,000円、このうち4億27万7,000円の6事業が管財課所管となっております。この部分の前年比ですが4,841万3,000円の減となっております。

次の49ページをお開きください。

下段のDX推進事業3,417万6,000円、50ページに行きまして、50ページの情報系システム管理事業2億1,361万8,000円、失礼しました。業務系ですね、業務系システム管理事業2億1,361万8,000円。

その下の職員技能向上及びセキュリティ研修事業7万3,000円。

一番下に来まして、情報系システム管理事業1億4,585万4,000円。

続いて、52ページをご覧ください。

中段の社会保障税番号制度対策事業312万4,000円。

54ページをお開きください。

中段の自治体情報システム標準化推進事業343万2,000円、こちらが管財課所管の事業となります。

申し訳ありませんが、49ページのほうにお戻りいただきまして、このうち主な増減の内容になります。

予算書の49ページ下段のDX推進事業、主要事業説明書は16ページになります。こちら予算額が3,417万6,000円、前年比227万6,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、ウェブ口座振替受付サービス構築費、こちらは市民税等の口座振替の手続を市民の方がウェブでできるようなスマホとかパソコンでできるような手続を導入するためのシステム構築費。さらに、市公式LINE拡張機能、こちらはLINEの拡張機能を使いまして、例えば、道路の損傷箇所を市民の方が見つけたときにスマホで写真を撮って、そちらで通報していただけるシステム、こちらのほうを導入したいというふうに考えておりますので、そちらのシステム設定の委託料及び利用料を新たに計上させていただいております。

次の50ページに参りまして、業務系システム管理事業、こちら2億1,361万8,000円、前年比5,934万7,000円の増となっております。こちらは住基システムをはじめとする住民の情報管理や窓口サービスを行う電算機器、システム調達や維持管理を行っている経費となりますけれども、こちら今年度行いました自治体情報システムの標準仕様への移行によりガバメントクラウドの利用料、システム利用料、電算機借り上げ等が増加しているといったところが増加の要因となっております。

続いて、54ページのほうをお開きください。

中段の自治体情報システム標準化推進事業、主要事業説明書は17ページになります。こちらは、予算額が343万2,000円、前年比1億3,912万円の減となっております。こちらは自治体情報システム標準化を令和7年度中に行いまして、主なシステムの標準化については移行が完了したところですが、戸籍附票システムについて国の経過措置を適用して、令和8年度に改修を実施することになったため、その部分のみ令和8年度の予算へ計上させていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 DXの推進ですが、先ほど市の公式LINEでの機能を拡張するというので、これから導入する。もう少し説明いただいてもいいですか、どういう機能を使うかということ。

管財課長 一番はつきり申し上げられるのは、先ほどちょっと例に挙げさせていただきましたけれども、道路の穴凹等を発見したときに、市民の方がスマホで写真を撮っていただいて、システムを利用してこちらに通報していただくといったシステムを予定しております。

そのほか、庁内で今調整中の事項等がございます、そちら幾つか追加していきたいなと考えているんですけれども、例えば、環境課のほうのごみの収集関係の情報の提供とか、ちょっと利用拡大を考えていきたいというふうに考えています。

遠藤委員 そうですね、すごくいいと思うんですよね、市民の方の協力もいただいて。僕、10年ぐらい前に質問したことがあるんですが、穴凹とか不法投棄、あと公園の遊具の破損具合とか、あとは災害時なんかもここはこんな感じで水がこうなっているよという、いろんなものがやっぱり市民のからのこの情報を瞬時に送れるという、そういうことがもう少し機能が増えるといいなと思っているんですが、そこらというのは導入してからの運用の状況次第とそういうことになりますか。

管財課長 各課と調整して、上げられる事項というのをだんだんに増やしていきたいと考えています。

遠藤委員 あと、ちょっと別なんですけど、これはここで聞いていいかは、ちょっと分からないんですけれども、曲がり家の修繕とかそっち関係なんですけど、それ管財課なのか商工観光課なのか、生涯学習課なのか分からなくて、あそこというのは結構入り組んで難しいみたいなんです。ただ、市の持ち物のふすまとかいろんな畳とか結構汚れていたりして、中にはいろんなイベントとかお客さんが当然来ていただいて、だからそれをどこの課で持つのかというのが人によってよく分からないので、管財課だったらもう少し何とかしてほしいな。

委員長 管財課でよろしいでしょうか。

管財課長 管理自体は商工観光課で行っておりますので、申し訳ありません。ここで答えはできません、すみません。

委員長 分かりました。

管財課長 途中その話があったということは、お預かりさせていただいて、お伝えさせていただきます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 それでは次に、7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費について説明をお願いいたします。

管財課長 続きまして、予算書131ページをお開きください。

中段となります。7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費3,994万8,000円、前年比1,196万5,000円の減。増減の内容ですけれども、131ページ中段になります。市営住宅管理事業におきましては、令和8年度は、市営住宅に設置いたします火災報知器設置修繕料、こちらを約1,000万円ほど計上させていただいております。そのため1,000万円の増額となっております。

次の132ページをお開きください。

市営住宅長寿命化事業、主要事業説明書18ページになります。こちらは令和7年度に計上していた工事費について、令和8年度については工事費を計上しておりませんので、その部分の減額という形になってございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは次に、12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費について説明をお願いいたします。

管財課長 続きまして、予算書177ページになります。

中段になります。12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費3,000円、こちらは普通財産を取得するための形式予算計上となっております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終了とします。

以上で管財課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時36分）

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（税務課及び収納課所管部分）についてを議題といたします。

歳入、1款市税について説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の関です。ほか2名が出席しております。

収納課長 収納課長の片野です。ほか2名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

税務課長 それでは、予算書の19ページをお開きください。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

上段になります。1款市税、1項市民税、市民税につきましては、個人市民税と法人市民税の合計になります。33億4,096万7,000円。

続きまして、中段になります。2項固定資産税、固定資産税につきましては、固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計になります。33億8,419万5,000円。

続きまして、下段から次のページ、20ページをお開きください。

3項軽自動車税2億1,615万3,000円。

同じく中段になります。4項市たばこ税4億1,271万9,000円。

下段になります。5項都市計画税3億2,672万3,000円。

次のページ、21ページをお開きください。

上段になります。6項入湯税150万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 続いて、歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費、2目賦課徴収費について説明をお願いします。

税務課長 それでは、予算書の64ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては、20ページが税務課所管の事業の固定資産課税台帳整備事業、22ページが収納課所管事業の徴収事務費でございます。

予算書をご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、右側の説明欄の丸印の上から3つ目になります。市税等過誤納還付金2,000万円。この過誤納還付金の主な内容につきましては、納税者が納付した市税の減額更正等による市税の還付等になるものでございます。

続きまして、65ページ下段になります。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費2億1,508万8,000円。税務総務費につきましては、職員人件費と、ページをめくっていただきまして、次のページ、66ページになります。税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業になりますが、こ

のうち固定資産評価審査委員会設置事業につきましては、総務課の所管になります。

続きまして、下段になります。2目賦課徴収費8,139万8,000円。賦課徴収費につきましては、賦課事務費と、またページをめくっていただきまして、67ページになります。徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業、この3つになります。主なものでございますが、賦課事務費になりますが、11節の役務費では、納税通知書等の郵送料及び確定申告関係として、申告相談事務員派遣及びコールセンター職員派遣の受付に伴う手数料、12節の委託料では固定資産に係るシステム改修などが主な支出となっております。

67ページ中段の徴収事務費でございますが、主なものといたしまして11節の役務費では郵送料、コンビニ収納事務委託手数料、18節の負担金補助及び交付金では茨城租税債権管理機構の負担金などが主な支出となり計上してございます。

下段にある固定資産課税台帳整備事業につきましては、12節の固定資産税の賦課に伴う課税台帳作成のための委託料、13節の使用料及び賃借料での固定資産税事務支援システム利用料及び家屋評価を行うためのシステム借上料などが主な支出となっております。

以上、税務課分と収納課分になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、終結いたします。

以上で税務課及び収納課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後1時43分）

再開（午後1時45分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（防災課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明をお願いいたします。

防災課長 防災課課長の柴田です。ほか3名が出席しております。よろしいでしょうか。

着座にて失礼いたします。

それでは、防災課所管の令和8年度予算について説明させていただきます。なお、主要事業説明書につきましては23ページから25ページが防災課所管の事業となっております。

それでは、予算書61ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順に説明いたします。

中段になります。2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、予算額338万3,000円でございます。事業内容は、園児、児童生徒、高齢者に対して交通安全教室を開

催するなど、交通事故防止の啓発活動になります。主な事業費につきましては、啓発活動に係るグッズの購入費の消耗品費及び委託料と県安全運転管理協会への負担金。

また、令和8年度から新しい事業となりますが、自転車乗車用ヘルメット購入補助になります。補助の内容につきましては、自転車乗車時のヘルメットの着用につきましては、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されております。そういったこともありまして、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、安全性の向上を図るため安全基準を満たす新品のヘルメットを購入した経費に対して補助をするもので、補助額の上限は2,000円、対象は本市の住民記録台帳に記録されている全市民となりますが、市内小中学校に在学している児童生徒につきましては、ヘルメットの購入補助や無償配布がありますので、購入補助や無料配布されている児童生徒は対象外としております。

ヘルメット購入補助の内容については、以上になります。

続きまして、同じく61ページの下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目原子力対策費、予算額267万6,000円でございます。この目は、原子力防災の事務や原子力専門委員会、原子力の広報調査対策等の事業になります。

続きまして、64ページをご覧ください。

下段になります。2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、予算額9,321万4,000円。そのうち防災課所管の分は、一番下の防犯事業と、65ページの上から2番目の犯罪者被害者等支援事業で、合計672万8,000円でございます。防犯事務の主な事業は、防犯カメラの設置、防犯灯の補助になります。犯罪被害者等支援事業につきましては、犯罪被害者等への見舞金の給付となります。

説明は以上です。

委員長 質疑ございませんか。

遠藤委員 交通安全対策費なんですけど、自転車ヘルメット着用義務とか、あと当然スマホを見ながらは駄目とかあるんですけど、学校では交通安全の教室はやっているわけですけども、大人の方が自転車に乗るに当たってよく分からない、ただ単に罰則つけただけでいいのかという声が、ちょっと何人かから聞いたことがあって、大人の方に対してのこの自転車の乗り方教室みたいなそういったものというのは、この普及啓発とか、そういった部分に関するとは思いますが、そういったことというのは今市内ではやられているのか、またそういう予定があるのかというのはどんなもんなんでしょう。

防災課長 すみません、7年度から高齢者に対する交通安全教室なども始まりましたので、そういった中で今年度も自転車の乗り方なども含めながらやっていきたいと思っております。

遠藤委員 結構なことだと思います。ちなみに、どういうふうに行っているか教えてもらっていいですか。

防災G長 茨城県の交通安全研修センター、ひたちなか市にあるんですけども、そちらへ伺いまして、そちらで講習を受けております。

以上です。

遠藤委員 どういうふうに行っているかなんですが、例えば、対象、あとはその募集の仕方、実際に受けた人数、どういう内容をやっているかと、そこらをちょっと教えてもらっていいですか。

防災G長 高齢者クラブのほうに呼びかけをしまして、希望する方30名を対象にこの交通安全研修センターのほうで歩行の仕方、横断歩道等の交通安全の学び方と、あとは自転車の正しい乗り方等を学んできました。

以上です。

遠藤委員 はい、分かりました。できれば、もっと多くの方に多分希望者はまだいらっやると思うんで、ちょっとそこらは多くの方が受けられるような仕掛けをお願いしたいと思います。

委員長 課長も自転車乗りと伺っていますので。

小池委員 ちょっとお聞きしますけれども、犯罪被害者等支援事業というところ、これ65ページなんですが、そこに扶助費というところに、犯罪被害者等見舞金とあるんですけども、これはどういったものなんでしょうか。

防災課長 こちら遺族見舞金が30万円、あと重傷病見舞金というので10万円というものになっております。

小池委員 これは犯罪に巻き込まれたりとか、そういう場合に亡くなった方に対する見舞金ということでよろしいんですか。

防災課長 そのとおりです。

小池委員 分かりました。

委員長 よろしいですか。

木野委員 64ページの防犯事業なんですけれども、防犯カメラを毎年2か所されていると思うんです。今回どちらにされたのか、去年ですね、お願いします。

防災課長 去年でよろしいですか。額田と常陸太田市の境の辺りに設置予定です。今、工事のほうを発注しているところです。

以上です。

木野委員 今年の予定はもう決まっていますでしょうか。

防災課長 まだ決まっておりませんので、今後警察署と協議しながら場所を選定したいと思います。

委員長 ほかがございますか。

副委員長 ヘルメットの件なんですけれども、高校生、小中学校終わった後の高校生とか市内をよく通学されている方を見るんですけども、なかなかヘルメットをかぶっているとい

う方は少ないかなと思うんですが、そういった方々に対する普及活動というのはどのようにお考えですか。

防災課長 なかなか高校生だと髪型を気にしてかぶらないという方が多いかと思えますけれども、広報等チラシ等を通して呼びかけてはいきたいと思っております。なかなか高校生だと難しいとは思いますが、諦めずにやっていきたいと思えます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかよろしいでしょうか。

(なし)

委員長 続きまして、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明をお願いいたします。

防災課長 75ページをお開きください。

中段になります。2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、予算額46万6,000円でございます。事業内容につきましては、福島原発事故による市民の不安を解消するため、学校給食及び那珂市産農産物などに含まれる放射性物質の検査と空間放射線量率の定期的な測定となります。

説明は以上です。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願いいたします。

防災課長 138ページをお開きください。

下段になります。8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、予算額4,170万5,000円でございます。前年度比較しまして2,877万7,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、令和7年度における単年度事業の全国瞬時警報システムや県防災情報ネットワークシステム等の整備工事の減によるものです。

説明は以上となります。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 これは予算書だと139ページのほうの自主防災組織育成事業ですけども、いいんですかね、大丈夫ですかね。今、市内でほとんどの自治会で自主防災組織あると思えますけれども、もう結構活発にやっつけらっしゃるところは増えてきている感じはするんですが、多分まだまだ、今日は折々3.11ということで、いつ何時災害が起きるか分からないという観点から、多分もっと各自主防災組織が動きやすいような、また動けるような支援というのがまだ必要じゃないかと思うんですが、今の自主防災組織の活動の内容と、あともっと動きやすいような市としての支援というのはどういうことを考えていらっしゃるか、お聞きします。

防災課長 現在、自主防災組織に対しての支援に関しては、避難訓練などをやる際には運営補助ということで3万円等を出しております。また、資器材をそろえたいというところに対しては15万円ほど補助を出しております。また、1つの自主防災組織では、なかなかできないよという場合、そういったものと、平野で例を挙げますと3つの自治会が一緒になってやるということも行っていますし、そこに防災士のほうをお願いしたり、そういったものをやっております。

以上です。

遠藤委員 その補助に関しても設立のときには補助を出して、いろんな資器材を購入するというのはやっていると思うし、ほぼ終わっているわけですが、それを今後運営していく中でやっぱり古くなっちゃったからまた更新したいとか、あとはもっと時代の要請に応じてもっといろんな防災グッズを買いたいとか、そういったものはどんな感じなんだろうね。

防災課長 まず、設立して、器材をうちのほうで補助をしまして、そろえていただいて、10年過ぎましたら、またうちのほうで15万円ですか、上限、そういう補助をしております。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかございますか。

寺門委員 140ページの避難所整備事業の中で消耗品費ということで234万9,000円、それから備品購入費で276万2,000円ということで上がっておりますけれども、これ中身は何でしょうか。

防災課長 まず、消耗品のほうですが、こちらは備蓄品のレトルト米とかゼリーとか水とか簡易トイレ等になります。

備品購入費につきましては、気化熱型大型冷風機ですか、これを拠点避難所となる体育館のほうに3か年をかけまして整備していくものになります。

以上です。

寺門委員 拠点避難所ということになると、中央公民館もしくはらぼーる、それ以外も含みますか。

防災課長 間違いました。体育館、小中学校の体育館と地区体育館、避難所になっている体育館ですね、失礼しました。拠点避難所ではありません。申し訳ありません。

寺門委員 ということは、小中学校、中学校5校、小学校9校全部入れるということですか。

防災課長 はい、小中学校全部、それと地区体育館の本米崎、戸多、瓜連の体育館にも設置する予定です。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 能力的にはどうなのでしょう。1基だろうと思うんですね、各学校ね。その辺はいかがですか。

防災課長 その1台で体育館全体を冷やすということは不可能なので、何ていうんですか、テントを張ったり、そういった区切りをして使うというような形になってくるかと思いません。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で防災課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開を14時10分といたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後2時02分)

再開(午後2時10分)

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(市民協働課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費について説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課長の山田です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にて説明いたします。

それでは、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算における市民協働課所管分についてご説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては26ページから29ページとなります。

予算書54ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

中段となります。2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、予算額4億4,207万7,000円。こちらにつきましては、主要事業説明書27ページの市民自治組織支援事業を含む地区まちづくり委員会及び自治会などを支援する事業や、主要事業説明書28ページのらぼーる改修事業を含む市民協働課が所管するコミュニティセンターなどの施設における管理や修繕などの事業となっております。

主な増額理由として、総合センターらぼーるにおいて、既に一部不具合が発生している空調設備の改修工事や太陽光パネルの設置工事によるものとなっております。対前年比で1億8,954万9,000円の増となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、9目国際市民交流費について説明をお願いいたします。

市民協働課長 説明いたします。

予算書60ページをお開きください。

中段となります。2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、予算額71万3,000円。令和8年度につきましては、男女共同参画プランの進捗状況確認や次期プラン作成に向けたアンケート調査を実施する予定となっております。

続きまして、同じく予算書60ページです。

下段となります。2款総務費、1項総務管理費、9目国際市民交流費、予算額2,423万4,000円。こちらにつきましては、主要事業説明書29ページの国際交流推進事業や友好都市交流事業が主な事業の内容となっております。

増額の理由ですが、台湾台南市で開催するイベントに市民が参加する市民間交流事業により616万円の増となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

副委員長 先ほどの29ページのところの国際交流推進事業なんですけれども、市民間交流ということなんですけれども、昨年度はどれぐらいの人数の方が行かれて、対象というのはどのような方だったのでしょうか。

市民協働課長 昨年度の市民交流というのは実施しておりませんが、議員の渡航と併せて国際交流協会で那珂市のPRという形で渡航はさせていただいたところですが、市民交流は実施していない状況です。

副委員長 新たな事業というところでこちら増額になっているということですか。

市民協働課長 おっしゃるとおりになります。

委員長 ほかがございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 以上で市民協働課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時14分）

再開（午後2時15分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2目一般旅券発給費について説明をお願いいたします。

市民課長 市民課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

令和8年度一般会計予算のうち市民課所管について説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては30ページ、31ページが市民課所管の事業となっております。

それでは、予算書68ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順に説明してまいります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1億7,456万円。この目で市民課が所管する事業になりますが、下段にあります戸籍住民基本台帳事務費、次ページの上段にあります個人番号カード交付事業、下段の証明書コンビニ交付事業の3事業で、5,393万6,000円になります。

68ページの戸籍住民基本台帳費については、今年度に戸籍の記載事項に追加される振り仮名の記載に伴う確認通知の費用が令和7年度に完了したため、委託費と通信運搬費の減となっております。ほか2事業とも大きな増減はありません。

続きまして、70ページ上段、2目一般旅券発給費4万8,000円。こちらにつきましては、パスポートの発給申請の受付、交付に係る事業となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 証明書コンビニ交付事業ですが、これはそうですね、去年、おとしぐらい交付、何がどれくらい交付されたかというのを教えていただいていた方がいいですか。住民票と印鑑証明書かなと思いますけれどもいかがですか。

市民課長 令和6年度になりますが、住民票の写しが4,852件、印鑑証明のほうは5,118件、合わせて9,970件となっております。

遠藤委員 令和5年もいいですか。

委員長 令和5年もデータありますか。

市民課長 令和5年度のほうが、住民票の写しが4,289件、印鑑証明のほうは4,430件、合わせて8,719件となっております。

遠藤委員 これはかなり浸透してきた感じがありますね。マイナンバーカードを持つことによって、もう役所来なくてもこれで取れるんだというのが意外と増えていると思いますね。これすごくいいと思います。

例えば、何かもっと別の戸籍謄本の現在の全部事項とか、それぐらいがちょっと追加していただくといいかなという部分はあるんですが、ただシステムにもお金がかかるでしょうけれども、これ今、順調な推移を見て、これ以外もサービスの追加を検討したりとか、そういうことはないのかちょっとお伺いしたいんですが。

市民課長 戸籍のほうに関しましては、かなり複雑な状況があるというのと、家系の関係が出てきますので、本人たちがなかなか理解しづらいというところがありますので、窓口で対応していかないと難しいということで、一度検討はしたんですが、ちょっと断念したというふうな経緯があります。

遠藤委員 おっしゃるとおりで、相続手続なんかは全く除籍謄本とか、原戸籍もあると複雑です。ただ、現在の全部事項だけでもいいという場合も手続あたりするんで、現在のだけでも出したりとか、そういうことというのはどうなんですかね。

市民課長 一部というふうな考え方も検討には入ったんですが、実際にシステム料とその発券件数等に関してかなりの差があるというところを考えると、今やるものではないのかなというふうな部分と、あとパスポートなんかの場合には戸籍のほうも添付を省略するとか、もう出てきていますので、今後はデジタル化の関係でそういうものが省略されていくというふうなところを検討していくと、今現在やるものではないのかなというふうな今の結論とさせていただきます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 では次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について説明をお願いいたします。

市民課長 それでは、101ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億2,348万4,000円。この目うち市民課が所管する事業につきましては、102ページ下段になります。聖苑管理事業の1事業で7,777万9,000円になります。

この事業は、主に修繕料と指定管理の委託料になります。主な修繕としましては、聖苑に3基ある火葬炉の耐火レンガの改修が今年度で終了し、次年度については、主要事業説明書31ページの中段、主な支出の上から2段目にあります屋根改修工事を新たに計上しております。内容については、式場棟の屋根の改修になります。委託料では、那珂聖苑指定管理者として、運営、火葬、施設の維持管理の3つの業務をシナネンアクシア・五輪共同グループに令和5年度から令和9年度まで5年間委託しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で市民課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時24分）

再開（午後2時26分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席いたしました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）についてを議題といたします。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目一般廃棄物処理費について説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、説明させていただきます。なお、主要事業説明書につきましては33ページから35ページまでが環境課の所管となっております。

予算書の101ページをお開き願います。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億2,348万4,000円。この目で環境課が所管する事業につきましては、説明の欄の上から順に、環境審議会事業、衛生害虫等対策事業、102ページになります。狂犬病予防事業、環境保全対策事業、1つ飛ばしまして、公園墓地事業特別会計繰出金、103ページをご覧ください。上段の墓地埋葬等取扱事務費、環境活動啓発事業、以上の7事業が環境課の所管事業でございます。環境課の所管事業の合計額は7事業で533万9,000円でございます。

続きまして、103ページ下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費7億8,998万円。事業につきましては、清掃総務事務費、104ページをご覧ください。上段のごみ啓発等推進事業、中段の大宮地方環境整備組合負担金でございます。

初めに、清掃総務事務費につきましては、前年度より224万3,000円の増となっております。主な理由でございますが、環境課で使用している軽ダンプが登録後14年がたち、走行距離も14万キロとなっております。故障等が懸念されることから、更新のために新たに車両を購入するものです。

次のごみ啓発等推進事業につきましては、主要事業説明書の34ページでございます。ごみ啓発等推進事業につきましては、前年比616万4,000円の減となっております。主な減額の理由ですが、今年度にごみ分別の手引を発行したこと、また自治会未加入者分の郵送物を他課でまとめて発送することになったことによるものです。

この事業につきましては、新たに4月からプラスチック製容器包装の分別収集が開始されることから、ごみ啓発等の推進を図るため、令和7年度において市内5会場で住民への周知をする目的で説明会を実施いたしました。参加者総数は925名の方に参加していただきました。また、会場の準備不足で多くの住民が来られた会場では、予定の開始時間

以外に急遽時間を遅らせた会を設定し、説明会を行うことになり、ご迷惑をおかけしてしまいました。これらについては、今後の反省の一つとなりました。

この説明会においての質疑は、収集対象品の判別方法や今後の周知方法、残置された場合の対応方法など、分別収集における疑問点や懸念に関する多くの質問をいただきました。説明会の結果につきましては、議員の皆様へLINE WORKSでお知らせした後、近日中にホームページで公表してまいります。引き続き、住民への丁寧な説明を心がけ、ごみ啓発の推進に努めてまいります。

続きまして、大宮地方環境整備組合負担金、本年度予算額7億5,958万8,000円につきましては、前年比1億6,882万8,000円の増となっております。こちらにつきましては、大宮地方環境整備組合におきまして、令和7年度から令和10年度にかけて環境センター焼却炉の大規模改修とプラスチックの再生資源化中間処理施設の整備が行われます。組合では、整備に要する費用の一部を構成市の分担金で充当することから、大幅な増額となっております。

すみません、続きまして104ページをご覧ください。

中段になります。2目一般廃棄物処理費3億737万8,000円。主な増額の理由になりますが、家庭系可燃ごみ収集事業において、4月からプラスチック製容器包装分別収集が始まることから、新たに週1回の収集運搬業務が必要となります。また、大宮地方環境整備組合環境センターにおける可燃ごみ焼却炉の改修工事期間中に、家庭系可燃ごみの一部を他市のごみ焼却施設で焼却処分することから、これらごみ収集運搬委託費での運搬経路が延びたことによる就労時間の増及び昨今の社会情勢による人件費や物価の高騰によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 ごみ啓発推進事業、大変お疲れさまでございました。本当に各会場にとどまらず、プラスチックの分別に関して秋あたりからずっといろんな各地区にお疲れさまでしたと思いますね。

それで、やっぱりごみに関しては市民の関心が非常に高いということで、その後もちょっと私もいろんなところで質問を受けておったりするんですが、基本的には始まってからでないとなかなかあれかなというところではあるんですけども、1つちょっと分からなかったのが、ごみ袋が変わるんで、今のところ結構大量買いをしている方がいらっやって、あれ5月まででしたっけ、使えるのが。ただ、大量買いしているから、もし余っちゃったら買い取ってくれんのか、引き取ってくれるんか、それとももう少し使えるようにしてくれないのかとか、そういう声がいろいろあるんですが、そこら辺に関してはいかがなものですか。

環境課長 今委員おっしゃられましたように、そういった声、私どものほうで多くいただいて

おりました。そのようなことから、本日、3月11日の広報なかには掲載したところなんですが、基本的には古いもの、こちらについては5月31日までが使用期限でございますが、それ以降、6月からのものについては、可燃ごみについては、今45リッターの袋、こちら今税別で150円で売っておりますが、新しいものは300円となりますので、等価、お金の価値の等価ということで古いものを2枚が1枚、旧指定袋2袋、新しい袋が1袋、1袋10枚入りでございますので、まず45リッターについてはそのように考えております。20リッター袋、旧の20リッター袋については、1袋に対し、新しいものは1袋ということで交換ということ、本日の広報で。補足ですが、1袋は10枚入った1袋でございます。外パッケージの1袋という換算でよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

遠藤委員 すみません、分かりました。分かったと思ひますが。45リットルに関しては、旧の2袋を持ってくれば、1袋と交換するという、そういうことですか。持っていかなきゃいけないですかね。

環境課長 基本的に環境課に持ってきていただくのが一つございまして、そのほかに今ちょっと各施設と調整しているんですが、各中学校ごとにあるコミュニティセンターのほうでも、そちらに持ってきていただければ交換するような段取りを今取っている最中でございます。

以上でございます。

遠藤委員 本当にね、制度が変わるといろいろと大変でございますが、確かに役所まで来てもらってというのも大変かと思ひんで、ふれセンだとまだいいかなと思ひますが、ふれセンの業務もちょっと増えるかもしれませんが、ちょっと暫時の間でしょうから、少し混乱を收拾するためにはそういう臨時的なやり方も必要なのかなと思ひますね。

ちょっと始まってからもいろいろとあると思ひんで、市民の声をしっかり把握していただいて、臨機応変な対応をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長 ほかございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明をお願ひいたします。

環境課長 それでは、予算書237ページをお開き願ひます。

説明させていただきます。

歳入でございます。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料250万円、2 項手数料4,000円。

2 款管理料、1 項管理料476万5,000円。

3 款繰入金、1 項繰入金1,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金273万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では続きまして、歳出について執行部より一括して説明お願ひします。

環境課長 それでは、予算書に基づきまして、歳出のご説明をさせていただきます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては35ページでございます。

予算書の238ページをお開き願ひします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費629万1,000円。公園墓地管理事業につきましては、現在、市営の公園墓地として福ヶ平霊園と瓜連富士霊園の2か所の管理業務を行っています。

続きまして、予算書は同じく238ページ下段になります。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金350万円。昨年度と同額でございます。公園墓地事業特別会計から一般会計への返還に充てるための予算となります。

次のページ中段になります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費20万9,000円。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長 質疑ございますか。

遠藤委員 これちょっと今いろいろと話が結構増えているのが墓じまいなんです。墓じまいというのは、結構いろんなお寺とか、民間の共同墓地とかもちょっとずつ出てきているんだけれども、公園墓地でやる福ヶ平と平野の下のあそこの瓜連富士霊園か、墓じまいというふうな状況の何か現状としてはどんなものが、今市としては公園墓地でそういうのというのはあまりないんですかね。

環境課長補佐 お答えします。

確かに、墓じまいでの返還というのはございます。一例としましては、当初使用許可を受けた市内在住の方がお亡くなりになりまして、そのご子孫の方が遠方、県外等に移転されているというケースにおいて、その遠方におられる方が手元で供養したいというような理由で公園墓地のほうから引き上げるというような事例もございます。そういった意味での墓じまいですとかは幾つかございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和8年度那珂市公園墓地事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩(午後2時41分)

再開(午後2時42分)

委員長 再開いたします。

会計課が出席しました。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(会計課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費についてご説明をお願いいたします。

会計課長 会計課長の秋山です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明させていただきます。

それでは、予算書の46ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、本年度予算額1,903万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

以上で会計課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩(午後2時43分)

再開(午後2時46分)

委員長 再開します。

委員長 46分の黙禱まで少々お待ちください。

(黙禱)

委員長 東日本大震災で亡くなられた方々へのご冥福をお祈りいたしまして、黙禱の時間を設けさせていただきます。

それでは、再開させていただきます。

これより議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算、当委員会所管部分についての討論、採決に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。執行部の皆様は退出ください。

休憩(午後2時48分)

再開(午後2時48分)

委員長 それでは、再開いたします。

お疲れさまでした。

最後に委員会の調査事項についてでございますが、サイドブックに掲載してあります総務生活常任委員会の大体所管部分でこんな感じで、アプローチはこういう角度からいくのはどうだろうかということで一覧表をつくってみました。こちらの内容を後日確認していただいて、当委員会の調査事項を決めていきたいというふうに思います。

それで、ごめんなさい、18、19、20あたりが、丸がちょっと1個ずれていて、実際シテプロモーションは制度設計とか、ちょっとずれているんですけども、これあくまで切り口なので、あまり気にしないでいただいて結構です。それは、皆さんの感じるところでやってもらえればいいと思いますので、それで参考にさせていただきながら調査事項のほうを決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次回は来月を予定しておりますので、ご承知おきください。日程につきましては、決定次第LINE WORKSでお知らせをいたします。

それで、もう一個、ごめんなさい、添付資料があるかと思うんですけども、そちらが参考に事務局のほうでつくっていただいた総務生活常任委員会の過去3回の調査事項と議員と語ろう会の内容になっておりますので、こちらもご参考にいただければとい

うふうに思います。

何かこれの件で質問ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会（午後2時50分）

令和8年6月2日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小宅 清史